

書籍訂正情報

2023年版 イチから身につく
社労士 合格のトリセツ
基本テキスト

(2023/08/02 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2023年版 イチから身につく 社労士 合格のトリセツ 基本テキスト」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

-
- 2022/10/17 更新分… p.1
 - 2022/12/13 更新分… p.2
 - 2023/01/23 更新分… p.3
 - 2023/02/20 更新分… p.4～7
 - 2023/03/13 更新分… p.8～11
 - 2023/05/15 更新分… p.12～14
 - 2023/05/30 更新分… p.15
 - 2023/08/02 更新分… p.16
-

【2022/10/17 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P285 4 雇用保険率 上表のタイトル	[平成4年4月～9月]	[令和4年4月～9月]
訂正	P285 4 雇用保険率 下表のタイトル	[平成4年10月～]	[令和4年10月～]

第②分冊 社会保険科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P50 ★2 ワンポイント 本文 3行目・11行目	 出産育児一時金の額の内訳は、基本額が40万4千円、一定の要件（産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産）を満たした場合の加算額が1万6千円です。 	 出産育児一時金の額の内訳は、基本額が40万8千円、一定の要件（産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産）を満たした場合の加算額が1万2千円です。

※2/20（月）更新

改正により削除。2月20日付の訂正情報（4ページ）をご確認ください。

【2022/12/13 更新分】

第②分冊 社会保険科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P18 1つ目の 「過去問チャレンジ」 問題 3行目	…被扶養者になることができる。[R元問9-E]	…被扶養者になることができる。[R元問9- <u>1</u>]
訂正	P18 1つ目の 「過去問チャレンジ」 解答・解説	<u>×：任意継続被保険者の資格をその申出により喪失するという制度はありません（法38条）。したがって、本問の者は被保険者の資格を喪失していないため、被扶養者となることはできません。</u>	<u>○：そのとおり正しい（法38条）。</u>

【2023/01/23 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P235 「過去問チャレンジ」 解答・解説	※下記に差し替え

×：就業手当は、職業に就いた者（厚生労働省令で定める「安定した職業に就いた者を除く」）であって、職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上「かつ45日以上」あり、所定の要件を満たしている場合に支給されます（法56条の3第1項1号イほか）。

【2023/02/20 更新分】

第②分冊 社会保険科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P50 [1]出産育児一時金 本文 1行目	被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、 <u>42万円</u> が支給されます。	被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、 <u>50万円</u> が支給されます。
改正	P50 ★2 ワンポイント 本文 3行目・11行目	出産育児一時金の額の内訳は、基本額が <u>40万4千円</u> 、一定の要件（産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産）を満たした場合の加算額が <u>1万6千円</u> です。	出産育児一時金の額の内訳は、基本額が <u>48万8千円</u> 、一定の要件（産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産）を満たした場合の加算額が <u>1万2千円</u> です。
改正	P51 [1]家族出産育児一時金 本文 2行目	被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、 <u>42万円</u> （内訳は出産育児一時金と同様）が支給されます。	被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、 <u>50万円</u> （内訳は出産育児一時金と同様）が支給されます。

第③分冊 一般常識科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P30 [5]意向確認の義務 本文 2行目	…、 <u>育児休業の制度に関する事項</u> や <u>育児休業の取得に関する労働者の意向確認</u> を行わなければなりません。	…、 <u>育児休業の制度に関する事項の周知</u> や <u>育児休業の取得に関する労働者の意向確認</u> を行わなければなりません。
訂正	P44 ★2 用語の意味 本文 下から1行目	…、当該労働者派遣に係る <u>派遣労働者と同一であると見込まれるもの</u> 。	…、当該労働者派遣に係る <u>派遣労働者と同一であると見込まれるものなどをいいます</u> 。
訂正	P47 [3]労働契約申込みみなし制度 本文 1行目	<u>派遣先が、違法であると知りながら、</u> 所定の違法な派遣受け入れを行った場合には、…	<u>派遣先が、</u> 所定の違法な派遣受け入れを行った場合には、…
訂正	P50 4 高年齢者就業確保措置 本文 3行目	…、その雇用する高年齢者 <u>65歳から70歳までの安定した雇用を確保するため、</u> …	…、その雇用する高年齢者 <u>の65歳から70歳までの安定した雇用を確保するため、</u> …

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P50 6 雇用状況の報告 本文 2行目・3行目	事業主は、毎年、 <u>6月1日</u> 現在における定年及び <u>継続雇用制度の状況</u> その他高年齢者の雇用に関する状況を <u>翌月15日までに、高年齢者雇用状況報告書</u> により、…	事業主は、毎年、 <u>6月1日</u> 現在における定年及び <u>継続雇用制度の状況等</u> その他高年齢者の雇用に関する状況を <u>翌月15日までに、高年齢者雇用状況等報告書</u> により、…
訂正	P61 「過去問チャレンジ」 問題文 3行目・5行目	…、 <u>当該言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、組合の組織、運営に影響を及ぼすような場に対し威嚇的效果を与え、組合の組織、運営に影響を及ぼすような場合は支配介入となる</u> のが、最高裁判所の判例である。[H24問2-A]	…、 <u>当該言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、組合の組織、運営に影響を及ぼすような場合は支配介入となる</u> のが、最高裁判所の判例である。[H24問2-E]
訂正	P64 3 紛争解決制度の適用除外となる法律 本文 1行目	次の <u>5つ</u> の法律は、…	次の <u>6つ</u> の法律は、…
訂正	P64 ★1 椋島解説 本文 1行目	<u>5つ</u> の法律においては、…	<u>6つ</u> の法律においては、…

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P65 上部 ①～⑤	※「 ⑤労働者派遣法 」の直下に「 ⑥労働施策総合推進法 」を追加

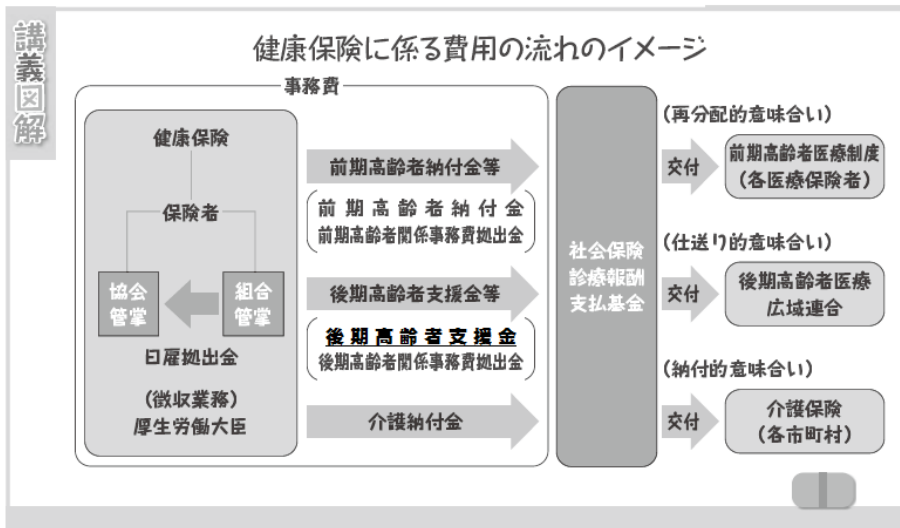
【2023/03/13 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P251 「過去問チャレンジ」 解答・解説 4行目	…、介護休業給付金は支給されません（ <u>法61条の6第6項</u> ）。	…、介護休業給付金は支給されません（ <u>法61条の4第6項</u> ）。
訂正	P311 「過去問チャレンジ」 問題文 5行目～6行目	…事業主をいう。 <u>なお、本問において「委託事業主」とは、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主をいう。[H25雇8-C]</u>	…事業主をいう。 <u>[H25雇8-C]</u> ※文末の「なお、～」以降の記述が2重に記載されているので、2回目の記述を削除してください。

第②分冊 社会保険科目

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P61 講義図解	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P137 1つ目の 「過去問チャレンジ」 解答・解説 2行目	…、所得が「（扶養親族等の数+1）×35万円+ <u>22万円</u> 」以下であることです（法90条1項、令6条の7）。	…、所得が「（扶養親族等の数+1）×35万円+ <u>32万円</u> 」以下であることです（法90条1項、令6条の7）。
訂正	P160 「過去問チャレンジ」 解答・解説 1行目	×：本問の事業所（畜産業者）は、法定 <u>16</u> 業種以外の事業所であり、…	×：本問の事業所（畜産業者）は、法定 <u>17</u> 業種以外の事業所であり、…

第③分冊 一般常識科目

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P99 [2]後期高齢者 医療給付 表	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

カテゴリー		給付名
法定必須 給付	必ず行わなければならない給付	療養の給付、入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費、訪問看護療養費 特別療養費、移送費 高額療養費、高額介護合算療養費
法定任意 給付	原則として行わなければならないが、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる給付	葬祭費の支給又は葬祭の給付
任意給付	行うかどうかは後期 高齢者広域連合の自由である給付	傷病手当金

【2023/05/15 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P285 4 雇用保険率 表	[令和4年10月~]の表の下に下記[令和5年度]の表を追加

[令和5年度]

		雇用保険率	
		事業主負担分 (うち二事業に係る率)	被保険者 負担分
一般の事業	1,000分の 15.5	1,000分の9.5 (1,000分の3.5)	1,000分の6
農林水産業 清酒製造業 等	1,000分の 17.5	1,000分の10.5 (1,000分の3.5)	1,000分の7
建設の事業	1,000分の 18.5	1,000分の11.5 (1,000分の4.5)	1,000分の7

第②分冊 社会保険科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P190 [1]60歳台前半の在職老齢年金 2 具体的な要件 本文 3行目	…の合計額が <u>47万円</u> （令和4年度現在）を超える場合です。	…の合計額が <u>48万円</u> （令和5年度現在）を超える場合です。 ※直下にあるイラスト（シーソー及び男性のセリフ）についても「 <u>47万円</u> 」を「 <u>48万円</u> 」に訂正願います。
改正	P196 5 65歳以後の在職老齢年金 本文 2行目	…の合計額が <u>47万円</u> （令和4年度現在）を超える場合に、…	…の合計額が <u>48万円</u> （令和5年度現在）を超える場合に、…

第③分冊 一般常識科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P53 [2]障害者雇用 調整金 本文 4～5行目	障害者雇用調整金の額は、 超過人数1人につき月額 <u>2 万7千円</u> です。	障害者雇用調整金の額は、 超過人数1人につき月額 <u>2 万9千円</u> （ただし、令和4 年度の年度分に関しては <u>2 万7千円</u> ）です。

【2023/05/30 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P181 ★1ワンポイント 本文2行目	求償による調整期間の上限は、 <u>3年</u> とされています。	求償による調整期間の上限は、 <u>5年</u> とされています。

第③分冊 一般常識科目

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P81 社会保険に関する 一般常識の構成 表	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）



以上

【2023/08/02 更新分】

第②分冊 社会保険科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P52 [1]支給要件等 本文 下から2行目	…、例えば傷病手当金なら「支給を始めた日から <u>起算</u> して1年6か月」で支給は終了します。	…、例えば傷病手当金なら「支給を始めた日から <u>通算</u> して1年6か月」で支給は終了します。
訂正	P78 国民年金法の学 び方 本文 1行目	<u>民年金法</u> のメインテーマは、第4章の「 <u>給付</u> 」です。	<u>国民年金法</u> のメインテーマは、第4章の「 <u>給付</u> 」です。

以上